

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課(室)

目次

担当課(室)

### 【告示】

- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
- 第五百十回岡山海区漁業調整委員会の開催
- 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出及び指定漁船調書の縦覧

### 【公告】

- 随意契約の相手方の決定
- 第四十五回採石業務管理者試験の実施
- 道路の位置の指定
- 一般競争入札の実施
- 〃

### 【企業局】

- 随意契約の相手方の決定

### 【公安委員会】

- 運転免許証更新受付事務等の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の審査
- 更新時講習等の委託に係る岡山県公安委員会が認める法人の認定の審査

障害福祉課

水産課

〃

技術管理課

河川課

建築指導課

用度課

〃

総務企画課

運転免許課

〃

◎岡山県告示第四百四十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を平成二十八年七月十九日次のとおり指定した。また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十八年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
薬師寺 宏	ぼうこう・直腸	笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五
山 本 良 一	肢体不自由、心臓、呼吸器、小腸、肝臓	岡山赤十字病院玉野分院	玉野市築港五一六一二五
本 山 敦 士	肢体不自由、心臓、呼吸器	落合病院	真庭市落合垂水二五一
徳 田 佳 之	免疫	津山中央病院	津山市川崎一七五六

二 指定を辞退した医師

指定医師名	診療科目	医療機関の名称	所在地
鈴木 忠 広	肢体不自由、小腸	哲西町診療所	新見市哲西町矢田三六〇四
重 松 秀 明	肢体不自由、音声・言語・そしゃく	岡山赤十字病院玉野分院	玉野市築港五一六一二五
海 部 三 香 子	ぼうこう・直腸	笠岡第一病院	笠岡市横島一九四五

◎岡山県告示第四百四十四号

漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第二十五条第一項ただし書の規定により、  
第五百十回岡山海区漁業調整委員会を次のとおり開催する。

平成二十八年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 日時

平成二十八年八月二十三日(火)

午後一時十五分から

二 場所

岡山市北区丸の内一丁目九番六号

児島湾漁村センター

三 議題

第一号議案 会長及び会長職務代理者(副会長)の互選について

第二号議案 隣接連合海区漁業調整委員会委員の選任について

# 平成28年8月16日 岡山県公報 第11813号

## ◎岡山県告示第四百四十五号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第十二条第一項の規定による同意を求めるとの事前届出があつたので、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

### 一 発起人の住所及び氏名

岡山市東区九幡一四三

近藤 清史

岡山市東区豊田三四一二

羽納 松男

### 二 加入区

九幡

### 三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

九幡漁業協同組合

### 四 縦覧期間

平成二十八年八月十六日から同月三十日まで

### 五 縦覧場所

岡山県農林水産部水産課

# 平成28年8月16日 岡山県公報 第11813号

〔三五四〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十八年八月十六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

## 一 特定役務の名称

岡山県電子入札共同利用システム構築業務

## 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県土木部技術管理課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

## 三 契約の相手方を決定した日

平成二十八年七月二十一日

## 四 契約の相手方の氏名及び住所

東芝ソリューション株式会社

広島県広島市中区鉄砲町七番一八号

## 五 契約金額

五二、三八〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、八八〇、〇〇〇円）

## 六 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

## 七 随意契約の理由

政令第十一条第一項第一号に該当するため

# 平成28年8月16日 岡山県公報 第11813号

〔三五五〕採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十五回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十八年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 試験場所

岡山市中区西川原二五五番地

おかやま西川原プラザ 別館 第六会議室

## 二 試験期日

平成二十八年十月十四日（金曜日）午前十時から正午まで

## 三 受験願書の受付期間

平成二十八年八月二十九日（月曜日）から同年九月二十一日（水曜日）まで（郵送又は信書便の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。）

## 四 受験願書の提出先

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県土木部河川課

## 五 受験手数料

八、〇〇〇円（受験願書に相当額の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。）

## 六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所を含む。）、岡山市下水道河川局下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六一二二六一七四七八）又は各県民局建設部（各地域事務所を含む。）に行うこと。

平成28年8月16日 岡山県公報 第11813号

〔三五六〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。  
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第二〇〇六号 平成二十八年八月 四日	浅口郡里庄町大字里見字松尾前四五 八七番五	五・〇〇	六一・九一

〔三五七〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十八年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

ペトリックス支援レーザ脱離イオン化飛行時間型質量分析計 1式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び機器規格仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成29年 1月31日（火）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成28年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第45号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

い者であること。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

平成28年9月16日(金) 正午

### 4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

平成28年8月16日(火) から同年9月16日(金) まで (岡山県の休日を定める

条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付 (以下「郵送等」という。) によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成28年9月27日（火）13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、平成28年9月26日（月）17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成28年9月16日（金）17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

Matrix Assisted Laser Desorption Ionization Time-of-flight Mass

Spectrometer system 1 Unit

(2) Delivery date :

By 31 January (Tuesday), 2017

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1:10 P.M. 27 September (Tuesday), 2016

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

2-4-6, Uchi-sange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

〔三五八〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

平成二十八年八月十六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入物品名及び数量

軽金属用X線CT 1式

(2) 購入物品の特質等

入札説明書及び機器規格仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 納入期限

平成29年2月28日（火）

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び仕様書に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 平成28年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成28年岡山県告示第45号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分が

Aであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しな

い者であること。

### 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

#### (1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

電話 (086) 226-7538

#### (2) 申請書の提出期限

平成28年9月16日(金) 正午

### 4 契約条項を示す場所等

#### (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班 (岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7540

#### (2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

##### ア 交付期間

平成28年8月16日(火) から同年9月16日(金) まで (岡山県の休日を定める

条例 (平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

##### イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ110グラムであるので、注意すること。

#### (3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付 (以下「郵送等」という。) によるものとする。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 入札日時

平成28年9月27日（火） 13時40分

ただし、郵送等による場合にあつては、平成28年9月26日（月） 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を平成28年9月16日（金） 17時までに、4(1)の場所に提出（郵送等によるものを含む。）しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金  
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

#### 7 Summary

(1) Name and quantity of the products to be purchased :

X-ray micro-CT scanner for light metals 1 Unit

(2) Delivery date :

By 28 February (Tuesday), 2017

(3) Delivery place :

Specified in the bid explanation form

(4) Time limit for tender :

1 : 40 P.M. 27 September (Tuesday), 2016

(5) Contact point for the notice :

Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office Supplies

Division

2 - 4 - 6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,

Japan

TEL 086-226-7540

# 平成28年8月16日 岡山県公報 第11813号

## ◎岡山県企業局公告第二号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十八年八月十六日

岡山県公営企業管理者 佐藤 兼郎

### 一 特定役務の名称

水島中央監視制御設備ソフトウェア改修委託

### 二 契約期間

平成二十八年七月二十六日から平成二十九年三月二十日まで

### 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県企業局総務企画課

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

### 四 契約の相手方を決定した日

平成二十八年七月二十六日

### 五 契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

### 六 契約金額

三七、八〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二、八〇〇、〇〇〇円）

### 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）

随意契約

### 八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

◎岡山県公安委員会告示第百三十三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条第一項及び第百八条の二第三項並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二及び第三十八条の三の規定により、運転免許証更新受付事務、更新時講習等の委託に関し、当該事務等を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成二十八年八月十六日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

岡山県運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）及び倉敷運転免許更新センター（以下「倉敷更新センター」という。）における運転免許証更新受付事務、運転免許センターにおける総合案内事務、二の表に掲げる警察署等における免許関係事務及び法第百八条の二第一項第十一号に規定する免許証の更新を受けようとする優良運転者に対する更新時講習（更新時講習にあつては、倉敷警察署において行われるものを除く。）並びに免許証更新事前通知事務

二 業務の内容等

1 業務の内容

- (1) 法第百一条第一項及び第百一条の二第一項に規定する運転免許証の有効期間の更新（以下「免許証更新」という。）の申請の受付に関する事務（運転免許センター及び倉敷更新センターにおけるものに限る。）
- (2) 運転免許センターの来庁者に対する運転免許試験、免許証更新の申請その他の手続の教示、案内等総合案内に関する事務
- (3) 法第百八条第一項に規定する免許関係事務のうち、二の表に掲げる警察署等において行うもの
- (4) 法第百八条の二第一項第十一号に規定する免許証の更新を受けようとする優良運転者に対する更新時講習のうち、警察署等（倉敷警察署を除く。）において行うもの
- (5) 法第百一条第三項に規定する免許証更新の申請に関する必要な事項を記載した書面の送付に関する事務

2 実施場所

平成28年8月16日 岡山県公報 第11813号

1(1)に掲げる事務にあつては運転免許センター（岡山市北区御津中山四四番地三）及び倉敷更新センター（倉敷市大島四五一番地一）、1(2)及び(5)に掲げる事務にあつては運転免許センター、1(3)に掲げる事務にあつては次の表に掲げる警察署等、1(4)に掲げる事務にあつては次の表に掲げる警察署等（倉敷警察署を除く。）

警察署等	所在地
岡山中央警察署	岡山市中区浜一丁目一九番三九号
岡山東警察署	岡山市東区西大寺中野五〇一番地九
岡山西警察署	岡山市北区野殿東町二番一〇号
岡山南警察署	岡山市南区泉田五丁目四番六号
岡山北警察署	岡山市北区御津草生二〇九〇番地
赤磐警察署	岡山市東区瀬戸町瀬戸一六六番地
備前警察署	備前市伊部二七六番地一
瀬戸内警察署	瀬戸内市牛窓町牛窓四七八〇番地一一
玉野警察署	玉野市宇野一丁目一三番一号
児島警察署	倉敷市児島駅前四丁目八三番地
倉敷警察署	倉敷市大島四五一番地一
水島警察署	倉敷市水島南幸町四番一号

三 認定要件  
 認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

(1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財

3 委託予定期間

平成二十九年三月一日から平成三十二年二月二十九日まで

美咲警察署	久米郡美咲町打穴中一〇八二番地二
美作警察署	美作市明見三三三番地一
津山警察署	津山市林田七七番地
真庭警察署	真庭市江川八二一番地一
新見警察署	新見市新見三八九番地一
高梁警察署	高梁市段町一〇一七番地一
総社警察署	総社市真壁四二六番地一
井原警察署矢掛幹部派出所	小田郡矢掛町里山田九二五番地一
井原警察署	井原市西江原町八五九番地一
笠岡警察署	笠岡市六番町二番地三
玉島警察署	倉敷市玉島一三五四番地

団法人その他の法人であること。

(2) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるとする相当な理由がある者

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの

オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者

(3) 岡山県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。

(4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。

(5) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に記載されていること。

(7) 岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により知事から指定を受けた売りさばき人であり、本件業務の履行場所に売りさばき場所を確保することができること。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達すること

ができること。

3 能力要件

- (1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。
- (2) 更新時講習に関する規程（昭和四十七年岡山県公安委員会規程第五号）に定めるところにより、優良運転者に対する更新時講習を行うために必要な人数の講習指導員（本件業務の実施に必要な資格、能力等を有する者に限る。）を本件業務の履行場所に配置することができること。
- (3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 別途定める様式による書類
  - ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿
  - イ 役員が三1(2)の要件を満たしていることを誓約する書類
  - ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）
  - エ 三1(5)の要件を満たしていることを誓約する書類
  - オ 事務所等の所在地等を記した書類
  - カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）
  - キ 申請時において、管理責任者又は必要な講習指導員を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類
  - ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類
- (2) 申請者の様式による書類
  - ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
  - イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）

ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類

エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等

オ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程

(3) 官公庁所定の証明書又はその写し

ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）

イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）

ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）

エ 三1(6)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等

オ 本件業務の管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

平成二十八年八月二十二日から同年十月十七日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間とする。

3 提出場所

岡山市北区御津中山四四番地三  
岡山県警察本部交通部運転免許課（運転免許センター内）

4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

五 認定審査申請関係書類の配布

1 配布期間

平成二十八年八月十六日から同年十月十一日までの間とする。

2 配布場所等

(1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山

県警察本部交通部運転免許課において配布する。

(2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

(3) 郵送配布

返信用の封筒（角型二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四三の場所（郵便番号七〇九一二九二）に請求すること（平成二十八年十月五日までの消印のあるもの限り受け付ける。）。

六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

七 認定の有効期間

認定した日から平成三十二年二月二十九日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、認定を取り消すことがある。

八 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三

岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四一二二〇〇（内線五二〇）

◎岡山県公安委員会告示第百三十四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。）第百八条第一項及び第百八条の二第三項並びに道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十一条の四の二及び第三十八条の三の規定により、更新時講習等の委託に関し、当該講習等を行うのに必要かつ適切な組織、設備及び能力を有すると認める法人の認定の審査を、次のとおり実施する。

平成二十八年八月十六日

岡山県公安委員会

一 認定の審査に係る業務

更新時講習、違反者講習、停止処分者講習、高齢者講習及び認知機能検査

二 業務の内容等

1 業務の内容

次の講習等を実施する業務

(1) 更新時講習 法第百八条の二第一項第十一号に掲げる免許証の更新を受けようとする者、特定失効者又は特定取消処分者に対する講習（2の表に掲げる警察署等（倉敷警察署を除く。）において同号に掲げる免許証の更新を受けようとする優良運転者に対して行うものを除く。）

(2) 違反者講習 法第百八条の二第一項第十三号に掲げる軽微違反行為をした者に対する講習

(3) 停止処分者講習 法第百八条の二第一項第三号に掲げる免許の効力の停止等の処分を受けた者に対する講習

(4) 高齢者講習 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者、免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の特定失効者若しくは特定取消処分者又は道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正後の法（以下「新法」という。）第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者に対する講習

(5) 認知機能検査 法第九十七条の二第一項第三号イ及び第百一条の四第二項に規定する者並びに新法第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者に対する認知機能検査

2 実施場所

1 (1)に掲げる講習にあつては岡山県運転免許センター(以下「運転免許センター」という。)(岡山市北区御津中山四四四番地三)及び次の表に掲げる警察署等、1 (2)、(3)及び(4)に掲げる講習にあつては運転免許センター、1 (5)に掲げる検査にあつては運転免許センター、倉敷運転免許更新センター(倉敷市大島四五一番地一)及び次の表に掲げる警察署等(倉敷警察署を除く。)

警察署等	所在地
岡山中央警察署	岡山市中区浜一丁目一九番三九号
岡山東警察署	岡山市東区西大寺中野五〇一番地九
岡山西警察署	岡山市北区野殿東町二番一〇号
岡山南警察署	岡山市南区泉田五丁目四番六号
岡山北警察署	岡山市北区御津草生二〇九〇番地
赤磐警察署	岡山市東区瀬戸町瀬戸一六六番地
備前警察署	備前市伊部二七六番地一
瀬戸内警察署	瀬戸内市牛窓町牛窓四七八〇番地一
玉野警察署	玉野市宇野一丁目一三番一号
児島警察署	倉敷市児島駅前四丁目八三番地
倉敷警察署	倉敷市大島四五一番地一

水島警察署	倉敷市水島南幸町四番一号
玉島警察署	倉敷市玉島一三五番地
笠岡警察署	笠岡市六番町二番地三
井原警察署	井原市西江原町八五九番地一
井原警察署矢掛幹部派出所	小田郡矢掛町里山田九二五番地一
総社警察署	総社市真壁四二六番地一
高梁警察署	高梁市段町一〇一七番地一
新見警察署	新見市新見三八九番地一
真庭警察署	真庭市江川八二一番地一
津山警察署	津山市林田七七番地
美作警察署	美作市明見三三三番地一
美咲警察署	久米郡美咲町打穴中一〇八二番地二

3 委託予定期間

平成二十九年三月一日から平成三十二年二月二十九日まで（1(4)に掲げる高齢者講習のうち新法第百一条の七第五項の規定による通知を受けた者に対する講習及び1(5)に掲げる認知機能検査のうち新法第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者に対する検査については、平成二十九年三月十二日から平成三十二年二月二十九日まで）

三 認定要件

認定を受けることができる法人は、次に掲げる要件のいずれにも該当する法人とする。

1 組織要件

- (1) 道路における交通の安全に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他の法人であること。
- (2) 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）とする法人でないこと。
  - ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
  - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者
  - ウ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
  - オ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
  - カ 心身の障害により、本件業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないと認められる者
- (3) 岡山県内に事務所又は営業所（以下「事務所等」という。）を有していること。
- (4) 税金並びに健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険及び雇用保険（これらに相当する他の保険制度を含む。）に係る保険料を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿に記載されていること。

(7) 岡山県収入証紙条例（昭和三十九年岡山県条例第二十一号）第五条第一項の規定により知事から指定を受けた売りさばき人であり、本件業務の履行場所に売りさばき場所を確保することができること。

2 設備要件

本件業務を行うために必要な施設及び教材を本件業務の履行場所に調達することができること。

3 能力要件

(1) 事務所等に、本件業務を管理する者（以下「管理責任者」という。）を配置することができること。

(2) 次に掲げる規程に定めるところにより、講習等を行うために必要な人数の講習指導員等（本件業務の実施に必要な資格、能力等を有する者に限る。）を本件業務の履行場所に配置することができること。

ア 更新時講習に関する規程（昭和四十七年岡山県公安委員会規程第五号）

イ 軽微違反行為をした者の講習に関する規程（平成十年岡山県公安委員会規程第八号）

ウ 免許の停止処分等を受けた自動車等運転者の講習に関する規程（平成十年岡

山県公安委員会規程第九号）

エ 高齢者講習に関する規程（平成十年岡山県公安委員会規程第七号）

オ 認知機能検査に関する規程（平成二十一年岡山県公安委員会規程第四号）

カ 認知機能検査員講習に関する規程（平成二十一年岡山県公安委員会規程第三号）

(3) 本件業務に従事する被用者等に対し、道路交通関係法令の内容に関する教育訓練を行うことができること。

四 認定の審査に係る手続

1 提出書類

認定の審査を受けようとする法人は、所定の認定審査申請書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 別途定める様式による書類

ア 役員の氏名及び住所を記載した名簿

イ 役員が三(2)の要件を満たしていることを誓約する書類

- ウ 納入証明書等（保険料の未納額がないことに係る証明書等）
- エ 三1(5)の要件を満たしていることを誓約する書類
- オ 事務所等の所在地等を記した書類
- カ 管理責任者として指定する者及び本件業務に従事する講習指導員等の略歴等を記載した名簿（いずれも申請時において確保している者（申請時において、委託開始までに確保することが決定している者を含む。）に限る。）
- キ 申請時において、管理責任者又は必要な講習指導員等を確保することができない場合においては、本件業務の委託開始までに確保するための計画、確保することを誓約する旨等を記した書類
- ク 本件業務に係る施設等の調達に係る書類
- (2) 申請者の様式による書類
  - ア 定款若しくは寄附行為又はこれらに準ずる書類
  - イ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表（申請時の直近年の決算報告）
  - ウ 内部組織体制、職員の事務分掌、職員数等の組織の概要を記した書類
  - エ 岡山県収入証紙の売りさばき人の指定書の写し等
  - オ 就業規則その他の被用者に係る勤務条件、研修等に関する内部規程
- (3) 官公庁所定の証明書又はその写し
  - ア 登記事項証明書（全部事項証明書のうち、履歴事項証明書）
  - イ 役員が成年被後見人又は被保佐人とする記録がない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書をいう。）
  - ウ 法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市町村税に係る納税証明書（未納の税額がないことに係る証明書）
  - エ 三1(6)に該当することを証明する入札参加資格認定通知書の写し等
  - オ 本件業務の管理責任者として指定する者に係る安全運転管理者等講習修了証書の写し等

2 提出期間

平成二十八年八月二十二日から同年十月十七日まで（岡山県の休日を含める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する岡山県の休日（以下「岡山県の休日」という。）を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四

# 平成28年8月16日 岡山県公報 第11813号

時までの間とする。

## 3 提出場所

岡山市北区御津中山四四四番地三  
岡山県警察本部交通部運転免許課（運転免許センター内）

## 4 提出方法

3の提出場所に持参の上、提出すること。

## 五 認定審査申請関係書類の配布

### 1 配布期間

平成二十八年八月十六日から同年十月十一日までの間とする。

### 2 配布場所等

#### (1) 窓口配布

1の配布期間中（岡山県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで（1の配布期間の最終日については、午後四時まで）、岡山県警察本部交通部運転免許課において配布する。

#### (2) ホームページからのダウンロード

岡山県警察のホームページからダウンロードすること。

ホームページアドレス <http://www.pref.okayama.jp/kenkei/kenkei.htm>

#### (3) 郵送配布

返信用の封筒（角型二号に返信先の宛名を明記し、百四十円分の切手を貼ったもの）を同封して、四3の場所（郵便番号七〇九一二九二）に請求すること（平成二十八年十月五日までの消印のあるものに限り受け付ける。）。

## 六 認定の審査に係る結果の通知

申請者に文書で通知する。

## 七 認定の有効期間

認定した日から平成三十二年二月二十九日までとする。ただし、三に掲げる要件を欠くことが判明したときは、当該認定を取り消すことがある。

## 八 問い合わせ先

岡山市北区御津中山四四四番地三  
岡山県警察本部交通部運転免許課

電話（〇八六）七二四一二〇〇（内線五二〇）